

## マイナンバーは自由に使っているの？

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供するものです。こうした法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。

他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると、処罰の対象になります。

## 個人情報の管理は安全なの？

マイナンバーは、厳しく管理しなければなりません。

なぜなら、マイナンバーは個人の複数の情報を結びつけることができるため、利便性が高まる一方で情報漏えいや不正利用があった場合の影響も大きくなるおそれがあるからです。

そこで、マイナンバーを含む個人情報（「特定個人情報」と呼びます）が厳重に管理されるよう、以下のような仕組みが整えられています。

### 制度面での保護の仕組み

- 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
- マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。
- 法律に違反した場合の罰則を、従来に比べて強化しています。

### システム面での保護の仕組み

- 個人情報は従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。分散管理することで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。
- 行政機関間での情報のやりとりは、マイナンバーを直接使いません。
- システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。
- 平成29年1月から、「情報提供等記録開示システム」が稼働予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかを自身で確認することが可能になります。

## マイナンバー制度に関するお問い合わせは

コールセンター ▶ ☎0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

午前9時30分～午後5時30分（土日祝日・年末年始を除く）ナビダイヤルは通話料がかかります。英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は☎0570-20-0291におかけください。

ホームページ(内閣官房) ▶ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

[問合せ先] 政策企画課 ☎0978-72-5161（直通）

## 国東市制誕生10周年記念 プレミアム商品券 追加販売(15,000冊)のお知らせ

お買い物は国東市で!



今年5月に発行した「プレミアム商品券」の追加販売が決定しました。

- 販売開始 平成27年10月16日(金)午前9時から ※売切れ次第終了となります。
- 対象者 市内居住者または市内に勤務されている方  
※本人確認のため、身分証明書の提示をお願いします。
- 販売価格 1冊10,000円（500円券24枚綴：12,000円相当分）  
※24枚のうち大型店舗で使用出来る券は12枚となります。
- 有効期限 平成28年1月31日(日)まで
- 販売場所 国東市商工会 本所及び商工会各支所

問合せ先

国東市商工会

本所 ☎0978-72-2000

国見支所 ☎0978-82-0147

武蔵支所 ☎0978-68-0485

安岐支所 ☎0978-67-0559

その他詳細は、後日区長回覧及び市・商工会ホームページ等でお知らせいたします。

# いよいよ始まります マイナンバー制度



マイナちゃん

## 平成27年10月中旬以降にマイナンバー（個人番号）が住民票の住所に通知されます

マイナンバーは、希望の有無に関わらず、また年齢や国籍に関係なく、住民票を有するすべての方に通知されます。今のお住まいと住民票の住所が異なる方は、住所変更の手続きをお願いします。理由があって住民票の住所で受け取れない方は、実際に住んでいる居所の登録が必要です。

※9月25日までに手続きが必要です。

## 通知カード

## 市役所の手続きなどで必要となります

マイナンバーを記載した通知カードは、住民票の世帯ごとに、簡易書留（転送不要）で、8名分までが一つの封筒で届きます。

- マイナンバー（12桁の番号）は生涯にわたって使用します。受領後は大切に保管してください。

※紛失等の再発行には手数料500円がかかります。

- 税金の申告や年金、医療保険、住民票の異動（転入など）の手続きの際に必要です。

- 通知カードは公的身分証明書ではありません。通知カードを提示する時は、顔写真付きの公的身分証明書1点または、その他の公的身分証明書2点が必要です。

- 通知の封筒の中には、以下の4つが入っています。

- ◆ マイナンバーの「通知カード」 ◆ 「個人番号カード」の申請書 ◆ 返信用封筒 ◆ 説明書



▲通知カードのイメージ(紙製)

## 個人番号カード

## 初回申請は無料で、公的身分証明書として使用できます

希望する方は「個人番号カード」の申請ができます。

- 「通知カード」に同封された申請書に必要な事項を記入して、顔写真を貼り、返信用封筒に入れてポストに投函してください。平成28年1月から、「通知カード」と引き換えに、順次交付されます。オンラインでの申請も可能です。

- e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書が標準搭載されます。

※紛失等の再発行には手数料1,000円がかかります。（電子証明書を希望しない場合は800円になります。）



表面



裏面

▲個人番号カードのイメージ(プラスチック製)

## 個人番号カードと住民基本台帳カード

## 両方を所持することはできません

現在の住民基本台帳カードの発行は、平成27年12月22日で終了となります。

ただし、すでに住民基本台帳カードを所持されている場合は、有効期限まで使用できます。

電子証明書も有効期限まで使用できますが、更新は出来ませんので、「個人番号カード」に切り替える必要があります。

- 通知カード・個人番号カードの問合せ先 ▶
- |     |         |       |               |
|-----|---------|-------|---------------|
| 本庁  | 市民健康課   | 戸籍住民係 | ☎0978-72-5166 |
| ▶国見 | 地域市民健康課 |       | ☎0978-82-1112 |
| ▶武蔵 | 地域市民健康課 |       | ☎0978-68-1112 |
| ▶安岐 | 地域市民健康課 |       | ☎0978-67-1114 |